

67 明治13年5月12日 菊池長閑

第六号五月十二日

第四号三月廿一日附第五号同月廿八日附とも去ル九日達せり尤写真一枚種物十品写絵三枚も相達喜悦不遇之毎度クリン氏之厚意存候ライラ女エも呉々宜挨拶頼入候我等之□故なる也写真ハいつも／＼珍ら敷楽此上なく幾度見ても一向飽事なし帰朝之折能ものならハ何分取集持參あるへし尤昨年も申遣たるはつ写真を見る眼鏡ハ必ず用意するへし扱ニヤクラ大滝之写真此度のとも都合〔九〕^(抹消)八枚にて前面側面ハ勿論冬之景況も十分せり然るに滝ノ上ニ東京にて云火の見櫓の如き在り是ハ何なるや甚るゝ〔此〕^(抹消)右写真一枚あれハ滝上の事より滝下ニ至まで全満する依而右之写真あらハ持参可致候処々之写真を見ると其処エ行直に見る心地にて真ニ飽足らす生涯樂ミ不如云呉々もクリン氏

菊池長閑

(渡印へ)

」

エ厚謝可申候種物ハ早速蒔付植物家エも配分せり当地などハ地
味相応するもの也培養と手入に専らある事なれハ出来不出来ハ
来秋なひてハ訳のされとも洋種といへ皆珍ら敷故御祖母様別
而御悦夫ニ御差図蒔付候マスクメロンなどは六寸減ても一尺直
経之瓜ヲ得べくと樂ミに致居候」於多代之写真遣候隨分不出来
なれとも無拗下手ハ限隨しに成りて却而其訳にも成る事もある
くし於すみよりライラ女エ指物送遣候宜取計可申候最早書通□
此度計ニ可有之哉折角用意無恙安着ヲ祈居候其地出發之報知ヲ
早く承り度候歐羅巴地方ニ廻る様ニ承り候歐地ハ何れ之地方ニ
着岸するもの也見込承り度候又何れ之地方ち日本ニ向帰艦する
もの也右前廉承り申度候以上

武夫殿

長閑

(渡印一)
「慶中・菊池・五・111 長閑」
(渡印二)

TOKIO 22 MAY (JAPAN)

(渡印三)
YOKOHAMA MAY 23 1880

(渡印四)
④

10 CENTS

(渡印五)
⑤

SANFRANCISCO CAL. ST. SMR JUN. 6

(封筒表)

米國ホステン府
(消印4) 菊池武夫殿 在中
(消印5) (消印6)

(消印2) (武夫注記) (消印3) (消印1) (注記2)

(封筒裏)

「日本岩手県陸中國盛岡

加賀塾八十六番

存候扱近來ハ多忙ニ取紛レ殆ト龜キ有モ進呈不仕実ニ恐縮之至

り平ニ御仁免賜度伏テ奉希望候過に來再之申上候鉱業会社一件

ハ私一氣ニテ取計候儀ニハ無御座父様へ御相談仕候へは至極御

同意事ニテ父君ニテモ一條氏へ御依頼被下置依テハ私ニテモ同

人頼合仕候処当今東京本社於テ會議ノ事ナレハ早速ト申事ニハ

難取計依テ會議済之上可取計趣申吳（是ノ事ハ三月初旬ノ事）

其後同人モ三月廿五日出京義三十日ノ見込之處□□帰社不仕然

ルニ本月十三日ニハ全ク帰県可致報知有之候ヘハ此度ハ必ス取

計吳可申ト仕切ニ待居候出社ノ上ハ早速可申上候ヘ共愚書捧候

も本月限之事ニ被仰下故兎角御帰朝之上委細御物語可仕候仰之

如ク何事ヲモ勝手自伝談ニシテ心掛ハ毫も御座ナク父兄君ニ御

相談ヲ遂ケ其添慮ヲ受ケタル以上就業可仕ハ〔モ〕〔抹消〕本意ニ御座

候間右御了知被下置度幾ニモ奉冀望候外申上度事件モ御座候ヘ

共当今県會議ニ付当課則チ租税課之諸規則改正ニ付取調方受持

被命居出序ハ朝五時三十分或ハ五時退序ハ夕九時都合ニ寄七八

時頃モ御座候ヘ共日曜日トテ休暇ナス故ニ乍存御不信仕此段奉

罪謝候八月頃々諸所御遊覽之事ニ承り居候ヘハ九月ハ全ク御帰

朝可被為在と実ニ大慶仕居候就テハ次第暑氣ニモ相成候間御身

御予防御帰朝在ラン「ラ謹テ奉祈候謹言

明治十三年五月十三日

菊池政国

御兄様

二白乱書ニシテ誤字落字等間々御座候間善キ様御推察御覽被下
置レン「旁奉冀望候おえき共ムモ宜敷申上候以上

（封筒表）

「御兄様」

（封筒裏）
「菊池政國」

（同封2 明治13年5月13日 菊池武夫宛證）

時下御留学奉祝賀候近頃ノ御書簡拝承仕候処當六月下旬御出立九月ニハ御帰朝ノ由実ニ御祖母様御初メ私共ニ至ル迄欣喜ニ不堪只管御無難ヲ祈ルノミ猪テ此度ハ種々ノ珍品送リ被下一同喜ヒ拝見致シ居候「グリン」氏娘「ライラ」ヨリ錦絵到来誠ニ其懇情感荷難黙止意外ノ喜ヒト存居候願クハ尊君ヨリ可然御鳳語アラン「ラ伏シテ希望仕候就キテハ拙巧恥入候ヘ共聊カ返礼ノ印迄此品差上候間「ライラ」ヘ御遣シ被下度吳々願上候不尽

五月十三日

澄

御兄様

（封筒表）

「五月

御兄様 澄

十三日